

## 気象警報発表・災害発生等に対する本校の緊急連絡体制について

### 1 臨時休校とする場合

午前5時30分の時点で、石狩中部（札幌市、江別市）又は石狩南部（北広島市、恵庭市、千歳市）に、気象又は地震・火山に関する特別警報が発表されている場合。

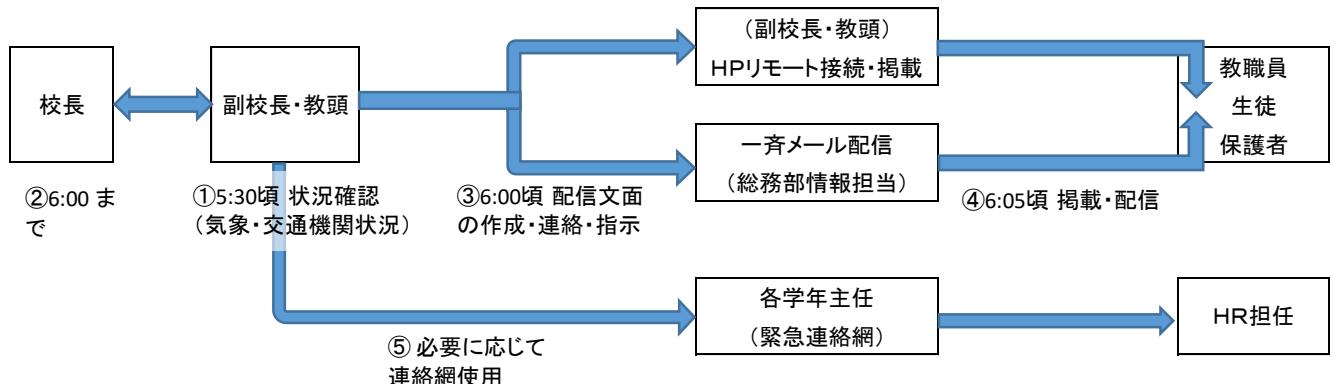
### 2 自宅待機とする場合

- (1) 登校時刻の時点で、居住している地域に気象又は地震・火山に関する特別警報や避難指示・勧告等が発表されている場合。
- (2) 登校時刻の時点で、居住している地域に気象又は地震・火山に関する警報が発表されており、かつ通学に使用しているバス等の公共交通機関が運休となっている場合。
- (3) (1)、(2)の場合以外でも、居住している地域の天候や道路状況等により、保護者が登校を困難であると判断した場合

### 3 確認事項

#### (1) 臨時休業の場合

ア. 午前6時過ぎに一斉メール配信により連絡するとともに、学校ホームページに掲載する。



イ. 原則として、長期休業期間中等に、相当日数(授業時数)分の補充授業を実施する。

#### (2) 自宅待機の場合

ア. 午前7時30分以降に、保護者から学校 (HR担任) に連絡する。

イ. 保護者との間で、2の(1)～(3)のいずれかに該当することが確認できた場合は、「特別欠席」として取り扱う。

ウ. 警報等の解除や公共交通機関の復旧により、保護者が登校可能であると判断し、授業等に出席できる時間帯である場合は登校する。

エ. 自宅待機により受けることができなかった授業については、原則として個別に補充授業等を実施する。

#### (3) 登校後に気象又は地震・火山に関する警報等が発表された場合

公共交通機関の運休が予想される場合等は、下校時の安全を確認した上で、原則として授業を打ち切って生徒を下校させる。

#### (4) 新型コロナウイルス等の感染症拡大が懸念される場合

ア. 学校保健法に基づく臨時休業の判断をした場合は、3の(1)の方法で連絡する。

イ. 自宅待機等の扱いについては、別に定める。